

# 再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業公募要項

## 1 目的

東京都（以下「都」という。）は、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を、2020 年までに 15%程度、2024 年までに 20%程度、2030 年までに 30%程度に高めるという目標を掲げています。

目標達成に向けては、電力の大消費地である都の責務として、電気を利用する側から再生可能エネルギー拡大の取組を牽引していくことが重要になります。

本要項は、再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の購入希望者（以下「購入希望者」という。）を募り、都民に対し、再エネ電力を選択できる機会を提供することにより、再生可能エネルギーの利用を促す事業について、都と共同で事業を実施する事業者を募集するものです。

## 2 公募の概要

### (1) 公募の対象（本事業の実施内容）

本事業に係る公募の対象は、都民に対し再生可能エネルギーの利用を促すための新たな仕組みの構築等につながる事業であって、購入希望者と再エネ電力を供給する小売電気事業者（以下「販売事業者」という。）を仲介するための体制を整え、次に掲げる取組を円滑に実施するものとします。

#### ① WEBサイトの構築及びWEBサイトによる購入希望者の受付

本事業に係る WEB サイトを構築し、当該 WEB サイトを使用した購入希望者の受付を行うものとします。

#### ② 広告宣伝活動による購入希望者の募集

2（3）の実施期間において購入希望者の募集を 3 回以上行うこと及び本事業全体をとおして最低 1,000 件の電力切替えを行うことを事業の履行条件とし、購入希望者数を増やす効果的な広告宣伝を実施するものとします。

なお、都においても都が有する広報媒体を活用して、都民に対して本事業に関する広報の支援を行います。

#### ③ 問合せ対応

購入希望者等からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うものとします。

#### ④ 販売事業者の募集

あらかじめ設定する参加要件に基づき、販売事業者を募集するものとします。

なお、販売する再エネ電力は電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が 30%以上を前提とし、参加要件の詳細については都と協議の上、設定するものとします。

#### ⑤ 販売事業者及び販売価格の決定

参加要件を満たした小売電気事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った小売

電気事業者を本事業の販売事業者として選定するものとします。

⑥ 購入希望者と販売事業者の仲介

購入希望者に対し、⑤により選定された販売事業者及び電力の販売価格を示し、電力購入の意思を確認し、購入意思を示した購入希望者が販売事業者と契約を締結するための支援を行うものとします。

⑦ アンケートの実施

本事業の実施期間において、年度ごとに本事業に参加した購入希望者及び販売事業者に対し、アンケートを実施するものとします。

なお、アンケート内容は、都と協議の上、決定するものとします。

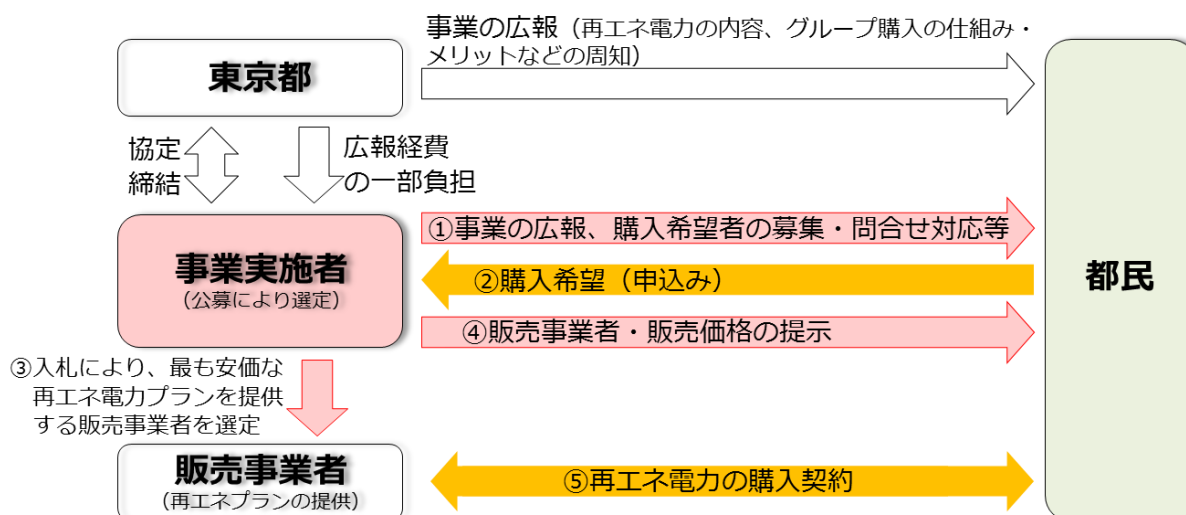
⑧ 効果検証の実施

本事業の実施期間において、年度ごとに本事業の効果について第三者による評価を行い、都に報告するものとします。

⑨ 関係法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係法令等を確認の上、遵守するものとします。

事業の概要図



(2) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、都と4(2)の審査結果の通知により提案した事業が採択され本事業を実施することが決定した事業者(以下「事業実施者」という。)との間でその実施内容、方法、業務分担等を規定する協定(以下「協定」という。)を締結します(表1参照)。

また、都の職員及び事業実施者(事業実施者が他の事業者にも業務の一部を委託した場合における当該委託先の事業者を含む。)の従業員によって構成する定例的な会議の場を設け、本事業の進行管理を行います。

なお、事業実施者は、他の事業者にも業務の一部を委託するときは、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとします。

表1 協定で定める主な業務分担の例

都	事業実施者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施者が策定する計画の承認、事業の進行管理</li> <li>・本事業の広報</li> <li>・事業実施者が本事業の実施に要する広告宣伝費用及び効果検証費用の一部の負担</li> <li>・本事業に関する助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、広報計画の策定・実施</li> <li>・本事業の実施体制の構築</li> <li>・本事業における他の関与者との調整</li> <li>・本事業の実施結果の取りまとめ</li> <li>・本事業の実現に向けた課題等の整理</li> </ul>

(3) 本事業の実施期間

協定を締結した日から令和3年3月31日まで

(4) 審査及び事業の採択

再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、本要項に基づき提案していただいた事業の内容について応募者によるプレゼンテーションを実施の上、厳正に審査し、最も優れた事業を採択する予定です。

(5) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ア 本事業を実施することができる総合的な企画力、資金力及び経営能力を有していること。
- イ 本事業又は類似の事業の実績を有する者であること(国内外を問わない)。
- ウ 本事業の実施結果を踏まえ、実施期間終了後も自助努力により事業継続を想定している者であること。
- エ 次の(ア)から(エ)までに掲げる事項のいずれにも該当しないものであること。
  - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (イ) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定するものをいう。)
  - (ウ) 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
  - (エ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(6) 公募に係るスケジュール

- ア 公募期間 令和元年7月5日(金曜日)から同月19日(金曜日)まで
- イ 審査時期 令和元年7月下旬(予定)
- ウ 審査結果通知時期 令和元年7月末(予定)

### 3 応募手続等

#### (1) 提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の書類のうち①から③までの書類について、別紙記載方法を参考に作成してください。

作成後、A4判のファイルにとじた上、正本1部（両面印刷）、副本10部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を都に提出してください。

また、添付書類として、次の④から⑦までの書類を各1部提出してください。

- ① 様式1 提案申請書A4判（縦）
- ② 様式2 提案書A4判（縦）
- ③ 様式3 提案書要約A3判（横）1枚
- ④ 法人の登記事項証明書（原本）
- ⑤ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑥ 過去2事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）
- ⑦ 印鑑証明書（原本）

様式1から様式3までは、次のホームページからダウンロードすることもできます。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/renewable\\_energy/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/renewable_energy/index.html)

#### (2) 提出方法

(3) の提出先への持込み又は郵送により提出してください。

#### (3) 提出先

東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課

「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎20階南側

#### (4) 公募期間（受付期間）

令和元年7月5日（金曜日）から同月19日（金曜日）まで（必着）

※ 持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとします。

※ 郵送による提出の場合は、公募期間中に必着するようにしてください。

#### (5) 提出書類の取扱い

応募者から提出された提案書について、都は審査及び事業実施者の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるとします。

また、提出された提案書等は返却しません。

### 4 提案された事業内容に関する審査等

#### (1) 審査方法

審査委員会において、応募者から提案された事業の内容について、応募者によるプレゼンテーションを実施の上、表2の左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

表2 審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な財務状況にあるか</li> <li>・本事業又は類似した事業の実績を有しているか</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性のある現実的な事業計画が立てられているか</li> <li>・本事業の実施期間を通じて業務を効率的かつ有効に実施できる体制を組んでいるか</li> <li>・複数の事業者が共同で実施する場合にあつては、当該事業者間における役割分担や責任の所在が明確になっているか</li> <li>・事業実施期間終了後に自立できる取組内容か</li> </ul>
事業内容	<p>①WEBサイトの構築及び運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいサイトづくりとなっているか</li> <li>・WEBサイトの構築・運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策がとられているか</li> </ul> <p>②購入希望者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる購入希望者の属性を捉え、効果的、効率的な広告宣伝手法がとられているか</li> <li>・広告宣伝の内容が、分かりやすく、申込みを促す魅力的な内容となっているか</li> </ul> <p>③問合せ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に関する問合せ、苦情、トラブルの際に対応できる体制及び運用方法がとられているか</li> <li>・専門的知見を活用して、対応マニュアル、想定問答集が作成されているか、問合せ対応者に対して研修が行われているか</li> </ul> <p>④小売電気事業者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で求める再エネ電力の水準を担保できる販売事業者の選定方法がとられているか</li> <li>・財務状況、販売体制、販売実績、顧客サポート等を考慮して、信頼性の高い販売事業者の選定方法がとられているか</li> </ul> <p>⑤購入希望者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売価格等の提示の際、購入希望者が現状の電力契約内容（料金明細書等）と比較して、容易に判断できるような対応が講じられているか</li> </ul>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・小売電気事業者との契約手続に関するトラブル等、想定されるリスクへの対応策が講じられているか</li></ul> <p>⑥関係法令の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の実施に当たって、虚偽・誇大、誤解を招くような情報提供とならないよう関係法令を遵守した対応がとられているか</li></ul> |
|--|

(2) 提案された事業の採択・結果通知

審査委員会において、(1) による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

## 5 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、4 (2) の審査結果の通知により提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実実施計画書を作成し、都に提出し、協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

## 6 事業成果物

(1) 事業成果物の提出

事業実施者は、毎年度末日から起算して10日を経過する日までに、本事業の実実施結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を都に提出することとします。

事業成果物を都に提出する際は、電子媒体1部（WordとPDFを収めたもの）及び印刷物1部を都に提出してください。

(2) 事業成果物の取扱い

事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とします。

ア 個人情報（東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定するものをいう。）

イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

## 7 事業費の支払等

(1) 事業費用

都は、本事業の実実施に要する経費のうち、初年度の広報活動経費及び効果検証に係る費用について、事業実施者に交付します。ただし、10,000千円を上限とします。

なお、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

## (2) 支払等

### ア 支払時期

支払時期は、初年度分の事業完了後とします。

### イ 支払額の確定方法

初年度分の事業完了後、6（1）により事業実施者から提出していただく初年度分の事業成果物、支払を証する資料等に基づき、支払額を確定します。支払額は、10,000千円を上限とする金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計額となります。

このため、支払額の確定に当たっては、初年度末日から起算して10日を経過する日までに、契約書（写し）、領収書（写し）等支払を証明できる書類等を都に提出してください。

## 8 その他

本公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

## 9 公募全般に関する問合せ先

本事業に係る公募に関するお問合せは、次の担当まで電話又は電子メールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課

「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」担当

電話番号（直通）：03-5388-3402

電子メール：[S0213205@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0213205@section.metro.tokyo.jp)